

平成 29 年 8 月 3 日
公益社団法人 日本小児歯科学会

高濃度のフッ化物を配合する

薬用歯みがき剤の使用上のご注意について

世界の多くの国において販売されている歯みがき剤の約 90%以上にフッ化物（フッ素）が配合されており、むし歯予防に大変効力を発揮していることが認められています。わが国においてもフッ化物配合歯みがき剤は、最もポピュラーなフッ化物局所応用法の 1 つとなっています。これまで、わが国で販売されている歯みがき剤に配合できるフッ化物は、フッ素として 1,000ppm（0.10%）が上限とされてきましたが、平成 29 年 3 月 17 日より新たに 1,000ppm を超えた高濃度のフッ化物を配合する薬用歯みがき剤も厚生労働省より医薬部外品として認可されました。

今回、1,000ppm を超えた高濃度のフッ化物を配合する薬用歯みがき剤の使用について、ご家庭において以下通り取り扱うことになっておりますので十分にご注意願います。

- ・ 6 歳未満の子どもには使用を控えること。
- ・ 6 歳未満の子どもの手の届かない所に保管すること。

今後、1,000ppm を超えた高濃度のフッ化物を配合する薬用歯みがき剤が市場に順次登場するものと思われます。フッ化物を配合する薬用歯みがき剤のご購入に際しては、使用上の注意事項を十分にお読みください。

なお、さらに詳しい内容につきましては、9 月中に HP に掲載を予定しております。